

固定資産税減免申請不承認処分取消請求事件
秋田地方裁判所平成二〇年(行ウ)第三号
平成二三年三月四日民事第一部判決

主 文

- 一 湯沢市長が平成一九年六月二八日付けで原告に対して行った平成一九年度固定資産税減免申請不承認処分を取り消す。
- 二 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求

主文同旨

第二 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、原告の平成一九年度固定資産税の減免申請を不承認とした湯沢市長の処分が違法であるとして、この処分の取消しを求める事案である。

一 争いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いがないか後掲各証拠又は弁論の全趣旨により容易に認めることができる。

(1) 当事者

ア 被告は、地方税法五条二項の定める固定資産税の課税団体であり、湯沢市市税条例(以下「市税条例」という。)に基づき、同市所在の固定資産の所有者に対し、固定資産税を賦課徴収している。

イ 原告は、妻とともに湯沢市内に居住し、原告の基礎年金並びに妻の基礎年金及び厚生年金により生活している。

また、原告は、湯沢市内に家屋及び土地を所有している。

(2) 固定資産税の減額及び免除(以下「減免」という。)に関する条例の定め

被告においては、地方税法三六七条を受けて、市税条例において、固定資産税の減免について、次のとおり定めている。

第六九条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産

(2) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

(3) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

(4) 前三号に掲げるもののほか、特別な事由がある固定資産

(二項以下省略)

(3) 湯沢市市税減免に関する取扱要領の定め

さらに、湯沢市市税減免に関する取扱要領（平成一八年四月二八日訓令第二三号。以下「本件取扱要領」という。）は、市税条例に定める固定資産税の減免に関し、必要な事項を定めている。

本件取扱要領は、固定資産税の減免対象者を市税条例第六九条一項一号又は四号（一号に準ずると認められる者とする。）に該当する者と定めるほか、減免の判定基準について、以下のとおり定めている。

第四条 減免の判定には、生活保護法による保護の基準（昭和三八年厚生省告示第一五八号。以下「本件保護基準」という。）を参考として用いるものとし、具体的な判定基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 判定の対象 申請者（納税義務者）と生計を一にする世帯員全員の収入、資産等を対象とする。

(2) 収入金額 減免の申請月から一年間の収入を推計するものとし、原則として税務資料による前年の所得をもとに、面談、申請書添付の書類及び調査によって得られた事実による当該年の状況変化を考慮し、推計する。

(3) 判定に用いる収入 次の収入とする。

ア 給与収入、報酬及び賃金

イ 事業収入（営業、農業、不動産等）

ウ 公的年金等

(以下中略)

(4) 最低生活費 本件保護基準により一二箇月分の生活費を算出する。

(5) 手持金（預貯金等） 世帯員全員の手持金（預貯金等）の合計額から前号の規定による最低生活費の二分の一を控除した額とする。なお、第三号に掲げる収入が振り込まれている場合は、更に、それらを控除した額とする。

第五条 減免の承認又は不承認の決定に係る審査の手順は、次に掲げるとおりとする。

(1) 収入金額と最低生活費とを比較し、生活困窮の度合いを算出する

(2) 手持金（預貯金等）の保有状況及び個別の事情を考慮の上、担税力の有無について審査する。

(3) 前二号の結果を総合的に判断し、決定する。

(4) 本件の経過等

湯沢市長は、平成一九年五月中旬、原告に対し、平成一九年度固定資産税として、二万

七六〇〇円を、第一期については同月末、第二期については同年七月末、第三期については同年一二月二五日（《証拠略》）、最終の第四期については平成二〇年二月末を各納期限として、課税した。

原告は、同月二四日、湯沢市長に対し、平成一九年度固定資産税の減免申請を行った（以下「本件減免申請」という。）。

被告が原告の最低生活費及び収入認定額の計算に用いた各制度活用基準計算表（A）及び（B）によれば、原告の生活保護基準額（最低生活費）は一四〇万六一〇二円、収入は一二三万〇八一四円とされていた（《証拠略》）。

また、被告作成資料によれば、原告世帯の預貯金は、原告名義の農協の普通貯金が平成一九年五月二四日時点で三五万一七二二円、郵便貯金が同月三十一日時点で九万二五九一元、原告の妻名義の郵便貯金が同月二四日時点で四〇万一四三〇円とされていた（《証拠略》）。

湯沢市長は、同年六月二八日付けで、原告に対し、本件減免申請を不承認とした（以下「本件不承認処分」という。）。

原告は、同年八月二四日、湯沢市長に対し、本件不承認処分について異議申立てをした。

これに対して、湯沢市長は、平成一九年一二月二〇日付けで、異議申立てを棄却した。

二 争点とこれに対する当事者の主張

（1）本件取扱要領四条及び五条の解釈とこれに基づいて預貯金を担税力審査に用いることの適法性並びに本件での収入金額、最低生活費、手持金の認定及びその保有状況の考慮について

（原告の主張）

ア 本件取扱要領四条及び五条の解釈

本件取扱要領五条にいう収入金額や最低生活費については、本件取扱要領四条一号ないし四号の規定に基づいて算定されるものであり、手持金の保有状況についても、同条五号の規定に基づいて算定すべきであるから、本件取扱要領五条二号の「手持金（預貯金等）」と同四条五号の「手持金（預貯金等）」は同一の意義に解しなければならない。

したがって、手持金（預貯金等）については、本件取扱要領四条五号の規定に従い、最低生活費の二分の一を控除した残額によって、「手持金（預貯金等）の保有状況」を考慮の上、審査すべきということになる。

そうすると、審査手順は、まず、本件取扱要領五条一号により「収入金額と最低生活費とを比較した結果、収入金額が最低生活費を下回る場合、生活保護法の取扱いに準じ、（最低生活費の二分の一を控除した残額としての）手持金と収入認定額を併せて保護基準を満たすかを検討する必要がある。満たさない場合は担税力なしとし、満たした上で差額が生じた場合は、支出等について他の個別の事情がないかをさらに検討して担税力を判断するということになる。

本件取扱要領は、最低生活費の六か月分の手持金の必要と保有を認めたものであり、手持金がこれを超えた場合に最低生活費の六か月分を含む手持金全額を担税力審査の対象資

産とする被告の解釈は、本件取扱要領の解釈を誤ったものである。

イ 本件取扱要領四条及び五条に基づく運用の適法性

憲法二五条及び生活保護法の趣旨に基づいて行われるべき税の減免制度の実施運用に当たっては、生活保護の基準を形式的・機械的に当てはめるのではなく、同法一条の定める「最低生活の保障」、「自立の助長」という目的に反しないように、減免の要否を判断しなければならない。

そして、以下のとおり、生活保護においては様々な配慮がなされており、他方、生活保護を受給していない者には保護受給者と異なり一定の手持金が必要ということも考慮すると、市税減免の場面においても、特に高額な預貯金等でない限り、支払能力を認定すべきではなく、預貯金を担税力審査の資料とすべきではない。少なくとも本件取扱要領が必要と保有を認めた最低生活費の六か月分の手持金は、最少限度のものであり、これを担税力審査の資料とすべきでないことは確かである。

(ア) 生活保護の運用においては、自立更生のために必要な資金、資産等については、その保有や支出を容認している。

例えば、生活保護では、最低生活の維持に充てうる金品はすべて収入として認定するのが原則であるが、この原則を貫徹すると、自立助長、あるいは社会通念上の観点から適当でないとして、特定の金銭については、収入として認定せず（実務上、収入認定除外と称されている。）、最低生活の維持のために活用することを求めている。

また、上記の趣旨により、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等は、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差し支えないとされている。

さらに、学資保険についても、申請時は五〇万円まで、その後は金額を問わず容認されている。他の生命保険も学資保険と同様の取扱いとなっている。

(イ) 生活保護においては、他法・他施策による貸付金及びその償還について、自立更生のために充てられる額は収入に認定しないとされている。

例えば、生活保護受給者は、その個別的な必要性により、生産資材等の購入費、福祉用具等の購入経費、住居の改造等の費用、給排水設備等費用等の貸付けを受け、生活保護費から償還金を支払うことができる。

したがって、保護受給者には、普段の備えは必要ないが、生活保護を受けていない者は、それらの購入費等を預金等で備えるか、資金貸付けを受けてその償還金を生活費の更なる切り詰めで作るしかない。

このように、生活保護法の趣旨及び運用基準では、様々な配慮がされている一方、生活保護を受けていない者が、健康で文化的な最低限度の生活を維持するためには、不時の出費に備えるため、それ相応の手持金が必要なのである。

現に、原告は、入院・手術時の医療費を、原告の娘が互助会の借金で立替え、これを原告が預金から返済等している。生活保護の運用では、貸付金の償還金は、必要経費として

算入することとされ、また、生活保護法六三条による返還額からも控除され、したがって、この費用は、原告の世帯の収入に認定されないし、返還の対象にもならない。ところが、被告の主張立証によれば、原告が申請時に保有していた預貯金額は、その後に原告の娘を通して互助会に返済されることを予定され、実際に返済されているにもかかわらず、担税力があるという判断材料とされており、不当である。

(ウ) 各種社会制度の取扱いを見ても、一定限度まで預貯金の保有が認められている。

例えば、介護保険料の減免において厚生労働省が推奨する方式は、相当高額の預貯金を有している場合に保険料減免の利用を制限するものであり、障害者自立支援法においては資産条項が廃止され、国民健康保険法も、従来、国の通知においても、一部負担金の減免要件に預貯金等の資産制はなかった。

このように、保護に優先して行われる他の法律に定める扶助は、預貯金等の資産保有をもって利用を制限しないことを基本にして実施されてきているが、その最大の理由は、預貯金等の資産活用を求めることになれば、自立した生活を目指している人々の自立の力を枯渇させてしまうということにある。

ウ 本件での収入認定額

被告は、原告の収入認定において、介護保険料を四万四六四〇円として計上しこれを収入から控除しているが、原告が同年七月二四日に行った国民健康保険税減免申請に係る収入認定では、介護保険料の特別徴収分を含んだ五万一三三〇円を控除している。この事情は本件減免申請時点においても同様のはずであるから、介護保険料は五万一三三〇円として収入から控除されるべきである。

エ 本件での最低生活費の認定額

被告は、原告の医療扶助について、一〇万七一一二円とし、最低生活費は一四〇万六一〇二円としているが、同年の国民健康保険税減免申請の際は、水道施設の取替工事のために同年一〇月までに一〇万円以上の住宅扶助費が必要であることや、資料によって医療扶助費が二四万円余りかかることが判明したため、最低生活費は一六五万三七七〇円となり、本件減免申請の認定より二五万円近く高くなっている。これらの事情は本件減免申請の時点においても同様のはずであるから、上記国民健康保険税減免申請の際と同額の認定がされるべきである。

オ 本件での預貯金の認定額

本件減免申請の翌日である平成一九年五月二五日、原告の医療費立替分の返済のため、原告の妻名義の貯金から六〇万円が払い戻されている。本件取扱要領四条二号によれば、減免の判定が申請月を基準として行われていること、金融機関への照会が同年五月三一日を基準時として行われていることからすれば、手持金認定の基準日は同年五月三一日とすべきであり、原告の妻名義の貯金は九万七三九八円と認定すべきである。これと原告本人名義の貯金を併せると、原告世帯の預貯金額は合計四四万六四四六円となる。

カ 本件での収入金額、最低生活費、手持金及びその保有状況の考慮

原告の収入金額、最低生活費及び手持金についてみると、原告の収入はいずれも最低生活費を下回り、最低生活費の二分の一を超える手持金を収入認定額に加算しても最低生活費を下回る。

(被告の主張)

ア 本件取扱要領四条及び五条の解釈

本件取扱要領五条二号は、「手持金（預貯金等）の保有状況及び個別の事情を考慮の上、担税力の有無について審査する」と規定しているが、これは、収入認定の算定に当たり、最低生活費の二分の一を超えた額を収入額として認定するものではなく、最低生活費の二分の一を超えた額の手持金を保有しているか否かを担税力の判断材料の一つとする趣旨である。

すなわち、本件取扱要領四条五号は、手持金の合計額が最低生活費の二分の一を超える場合には手持金があると、最低生活費の二分の一を超えない場合には手持金はないといったように、手持金の有無についての判断基準を示したものであり、同五条二号は、担税力の有無の審査において、そうした手持金の保有の有無が考慮される（手持金があると判断された場合には最低生活費の二分の一に相当する部分も考慮対象となる）ことを示したものであって、本件取扱要領四条五号と同五条二号でいうところの手持金は同一である。

そして、担税力の有無については、申請者の手持金が最低生活費の二分の一を超えて保有されている場合において、客観的に判断して、当該手持金の用途が制約されている状況になっていない場合には、担税力があるものと判断し、逆に、手持金に担保が設定されている場合や、社会一般常識的に許される事情があつて、それを解消するために早急に手持金を消費しなければならない場合など、客観的に判断して用途が制約されている場合には、担税力がないものと判断することとなる。

イ 本件取扱要領四条及び五条に基づく運用の適法性

被告は、生活保護制度が、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するものであり、一般的に困窮の度合いを判断する根拠として認知されていることから、生活保護制度の趣旨を解釈・運用の基礎において本件取扱要領を作成し、これに基づいて固定資産税及び国保税の減免の審査を行っている。

減免の承認又は不承認の決定に係る審査の手順は、アのとおりであるが、この取扱いは、生活保護法の取扱いが、「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の五割を超える額とする。」としていることに準じたものであり、適法である。

ウ 本件での収入認定額

原告の主張については争う。

エ 本件での最低生活費の認定額

原告の主張については争う。

オ 本件での預貯金の認定額

本件減免申請の際には、原告から預貯金の中に返済すべき金員があることの申し出はなく、記録からも確認できなかった。

カ 本件での収入金額、最低生活費、手持金及びその保有状況の考慮

前記争いのない事実(4)において、被告が認定し、考慮したとおりである。

(2) 原告の個別事情について

(原告の主張)

原告は、一二歳から六一歳まで、年雇の労働者、出稼ぎの労働者として通算四九年働き続け、六一歳の時に病に倒れた。その後も重い病が続き、労働できなくなった。原告に残されたものは、国民年金の収入と、長年の労働で蓄えた貯金の残額三五万円余(原告の妻名義の貯金と併せると八四万五〇〇〇円余)に過ぎない。

このように、原告世帯の貯金は、幼少期から長年の過酷な労働と最低生活費を大幅に下回る最低限の生活をして辛うじて形成されたものであるが、時とともに減少している。そのため、本件減免申請から二か月後に行われた平成一九年度国民健康保険税減免申請は承認されている。わずかに残された貯金は原告の身体状況から今後必要とされる住居と暖房の改善、医療・介護の諸費用と不時の出費などに充てるという切実な使用目的を持つものである。

また、原告の居住する地域は、平成二〇年度に、湯沢市生活排水処理整備構想が浄化槽設置整備事業(個人設置)に見直されたため、浄化槽の設置、水洗化について市民の協力が求められている。原告に浄化槽設置の期限はないが、可能な限り協力したいと受け止めており、自己負担は五〇万円以上になることが見込まれる。上記自己負担は相当額の手持金を維持しなければ支払困難である。

このような原告に対し、本件減免申請を不承認とするということは、憲法二五条に違反する適用違憲の処分もしくは裁量権を逸脱・濫用する違法な処分というべきである。

(被告の主張)

原告が主張する事情は、直ちに減免の要否判定において考慮されるべき個別事情には該当しない。

第三 当裁判所の判断

一 争点(1)(本件取扱要領四条及び五条の解釈とこれに基づいて預貯金を担税力審査に用いることの適法性並びに本件での収入金額、最低生活費、手持金の認定及びその保有状況の考慮)について

(1) 本件取扱要領の要旨

前記争いのない事実等(4)のとおり、本件取扱要領は、五条において、まず、収入金額(一年間の推計)と最低生活費(一二か月分)とを比較し、生活困窮の度合いを算出し(一号)、次に、手持金(預貯金等)の保有状況及び個別の事情を考慮の上、担税力の有無について審査し(二号)、最後に、前二号の結果を総合的に判断し、決定する(三号)との

減免の審査の手順を定め、四条五号において、手持金（預貯金等）について、世帯員全員の手持金（預貯金等）の合計額から上記最低生活費の二分の一を控除した額としており、減免の審査に当たって、手持金を考慮することを定めている。

これは、生活保護において、保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金につき、当該世帯の最低生活費（一か月分）の五割を超える額とするとされている（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）ことに準じたものと解される。

（２）生活保護における取扱いの趣旨

上記の生活保護における取扱いの趣旨を考察するに、まず、生活保護法においては、保護の補足性が定められており（同法四条）、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされる。

もっとも、一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態があり、生活費は日々均等に消費されるものでもないから、手持金の保有を一切認めないとなれば、健全な家計運営ひいては自立助長を阻害するおそれがある。

そこで、保護開始時の手持金のうち、いわゆる家計上の繰越金程度のものについては収入認定せず、その分については保護の程度の決定に当たって考慮しない（すなわち、取崩しは求めず、保有を認める。）こととしたのが、上記の生活保護における取扱いの趣旨と考えられる。

（３）本件取扱要領四条及び五条の解釈

ところで、本件取扱要領四条及び五条手持金の規定は前記（２）の生活保護の取扱いに準じたものであって、同四条五号は文言からして手持金として考慮すべきものの範囲を定めたものとしか解されないところ、本件取扱要領五条二号と文言が同一（「手持金（預貯金等）」）であること等からすれば、同号の「手持金（預貯金等）の保有状況」とは、同四条五号により算出した額、つまり預貯金から最低生活費（年額）の二分の一を控除した額を指すものと解するのが相当である。

したがって、本件取扱要領は、手持金が最低生活費（年額）の二分の一以下の場合には、手持金がないものとして審査し、手持金がこれを超える場合には、最低生活費（年額）の二分の一を控除した額のみを考慮する、すなわち、いずれの場合も最低生活費（年額）の二分の一の手持金については、取崩しは求めず、保有を認める趣旨と解される。

（４）本件取扱要領四条及び五条に基づく運用の適法性

この点、市税減免の場面でも、公的救済を受けるものである以上、持てる資産を最低限度の生活の維持のために活用することが求められるのは当然であり（すなわち、生活保護の補足性は市税減免の場面でも基本的に妥当する。）、多額の預貯金を保有しつつ市税の減免を受けることは社会通念にもそぐわないから、預貯金を担税力審査に用いること自体には合理性がある。

もっとも、繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないという前記の事情は市税減免の場面にも妥当するものであることからすれば、生活

保護における取扱いと同様に、一定の手持金については、担税力の審査に当たって考慮しない（すなわち、取崩しは求めず、保有を認める。）運用が求められるというべきである。

そして、市税条例、国保税条例、本件取扱要領によれば、生活保護を受給する場合、固定資産税及び国保税は減免される上、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等国費から必要な給付を受けることになるので、保護開始に当たって厳格な審査が求められ、多額の手持金も必要ない。したがって、保護開始時の手持金については、基本的に家計上の繰越金程度のものに限って保有を認めるべきで、かつ、認めれば足りるのである。

これに対し、市税減免の場面では、生活保護と異なって市税が減免されるのみで国費から必要な給付を受けられるわけではないので、減免の審査は、生活保護を受給する場合よりも備えが必要であることに配慮すべきであって、生活保護よりも相対的に緩やかとなるべきである。

これによれば、例えば、市税減免の場面において、前記（２）の生活保護における取扱いをそのまま形式的・機械的に当てはめ、手持金の保有を家計上の繰越金程度（最低生活費（月額）二分の一）に限って認めるような運用は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした生活保護法の趣旨に実質的に反し、許されないというべきである。

そして、生活保護でさえも、保護開始後、保護費のやり繰りによって生じた預貯金の保有が一定の条件で認められるなど、自立更生のための資産保有が認められているのであるから、これとの均衡を失することのないよう、保有を認める手持金の範囲を定める必要がある。

以上のような観点から考察するに、本件取扱要領四条及び五条は、前記のとおり、最低生活費（年額）の二分の一の手持金については、取崩しを求めず、保有を認める趣旨と解され、これは、生活保護の場合と比較して、一二倍まで手持金の保有が認められるもので、生活保護において保護開始後保護費のやり繰りによって生じた預貯金の保有が一定の条件で認められていることとの均衡にも適い、減免の判定に当たり個別の事情も考慮されることになっている。

これらによれば、最低生活費（年額）の二分の一を超える預貯金のみを担税力審査に用いるという本件取扱要領四条及び五条に基づく運用は、生活保護法の趣旨にも反せず、適法と解するのが相当である。

（５）当事者の主張について

ア 原告の主張について

原告は、他法・他施策においては資産保有による制限がないことないしは低いことを主張するが、公的救済を図るに当たりどの程度の預貯金の保有を認めるかは、財政状況、福祉政策の観点による裁量の問題であるから、他法・他施策と同様に取り扱わないからといって直ちに違法となるものではない。

イ 被告の主張について

まず、被告の本件取扱要領四条及び五条の解釈に関する主張は、文言に反して不自然と

いわざるを得ない。また、被告の解釈によると、預貯金が最低生活費（年額）の二分の一を超えた場合、本件取扱要領五条二号の担税力審査においては、最低生活費の二分の一を控除することなく預貯金全額を担税力として考慮することになるが、そのような著しい取扱いの差異を設ける合理性は認め難く、(4)で指摘した各観点にもそぐわない。してみれば、被告の解釈は、誤りというほかない。

(6) 本件での収入認定額

前記争いのない事実等に証拠（《証拠略》）及び弁論の全趣旨を総合すると、被告は、原告の収入認定において、原告が作成した計算表の記載に従って、介護保険料を四万四六四〇円と認定していること、原告が作成した平成一九年度の国保税減免に係る同年七月二四日付け市税減免（免除）申請書においては、介護保険料として、四万四六〇〇円との記載が五万一三三〇円と訂正されていること、被告は、上記申請の収入認定においては介護保険料五万一三三〇円を認定していることが認められる。

ところで、処分の違法性の判断の基準時は原処分時であると解されるどころ、上記の事実によれば、介護保険料が五万一三三〇円という事情は国保税減免申請がなされた同日時点で客観的に存在した事情ということができ、これに、国保税減免申請は本件不承認処分からわずか一月足らずの間になされており、この間に原告の介護保険料に影響を与えるような事情の変更はうかがわれないこと、介護保険料四万四六四〇円という認定は、原告が作成した計算表の記載をそのまま採用したものであることがうかがわれるのに対し、国保税減免申請における介護保険料の認定は、申請書の記載に訂正処理がされており、より精緻な検討がされた認定と考えられることを考慮すると、介護保険料が五万一三三〇円という事情は、本件不承認処分時にも客観的に存在した事情と認められる。

したがって、原告の収入認定において、介護保険料は五万一三三〇円と認定するのが相当である。

そうすると、原告の収入認定額は一二二万四一二四円となる。

(7) 本件での最低生活費の認定額

前記争いのない事実等に証拠（《証拠略》）及び弁論の全趣旨を総合すると、被告が、原告の最低生活費の認定において、原告が作成した計算表の記載に従って、医療扶助を一〇万七一一二円と認定していること、原告が作成した平成一九年度の国保税減免に係る同年七月二四日付け市税減免（免除）申請書においては、水道工事費等として合計一〇万八三〇〇円が計上され、また、医療費として、「固定より増額+領収書分」と記載され、平成一九年六月二七日から同年七月一九日までの原告の妻の医療養に係る請求書兼領収書が添付されていること、被告が、上記申請の最低生活費の認定においては住宅扶助（補修費）として一〇万八三〇〇円、医療扶助（実費）として二四万六四八〇円を認定していることが認められる。

これらの事実によれば、住宅扶助（補修費）として一〇万八三〇〇円、医療扶助（実費）として二四万六四八〇円という事情は上記国保税減免申請がなされた同月二四日時点で客

観的に存在した事情ということができ、これに、上記一で述べたとおり、上記国保税減免申請は本件不承認処分からわずか一月足らずの間になされていることや、申請書の記載及び添付資料の内容を考慮すると、住宅扶助（補修費）として一〇万八三〇〇円、医療扶助（実費）として二四万六四八〇円という事情は本件不承認処分時にも客観的に存在した事情と認められる。

したがって、原告の最低生活費の認定において、住宅扶助（補修費）は一〇万八三〇〇円、医療扶助（実費）は二四万六四八〇円と認定するのが相当である。

そうすると、原告の最低生活費は一六五万三七七〇円となる。

(8) 本件での預貯金の認定額

前記のとおり、処分の違法性判断の基準時は原処分時であり、本件不承認処分は平成一九年六月二八日にこなされているところ、証拠（《証拠略》）及び弁論の全趣旨によれば、同年五月二五日、原告の妻名義の貯金から六〇万円が引き出され、残高は九万七三九八円となっていたこと（なお、同年六月二八日時点でも年金収入を除くと同額である。）が認められ、また、原告名義の貯金残高については、四四万六四四六円で争いがない。

そうすると、原告世帯の預貯金は合計五四万三八四四円と認めるのが相当である。

(9) 本件での収入金額、最低生活費、手持金及びその保有状況の考慮

前示のとおり、原告の収入金額は一二二万四一二四円、最低生活費は一六五万三七七〇円であり、生活困窮の度合いは、収入が最低生活費を四二万九六四六円下回るものであった。

そして、担税力の判断資料とすべき手持金は、前記のとおり、本件取扱要領四条により、最低生活費の二分の一を控除した額となること、原告世帯の預貯金等は、前示のとおり、合計五四万三八四四円であり、最低生活費の二分の一の額を下回るから、手持金として計上することは認められない。

そうすると、原告の家計状態は、最低生活費に達しないこととなる。

二 争点(2) (原告の個別事情) について

前記争いのない事実等に加え、証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実を総合しても、原告について、担税力を増加させるような事情は認められない。

三 結論

以上によれば、本件減免申請は、市税条例六九条一項に該当し、減免の必要があると認められ、これを不承認とした被告の本件不承認処分には裁量権を逸脱した違法があるといふべきである。

よって、原告の請求は理由があるのでこれを認容し、主文のとおり判決する。

秋田地方裁判所民事第一部

裁判長裁判官 鈴木陽一 裁判官 佐藤久貴 裁判官 工藤美香

(別紙) 当事者目録 <省略>